

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和3年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 105,200 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,773,756 千円

（単位：千円）

区分		令和3年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	351,193	243,004	2,000	106,189	60,622
	高齢者福祉	75,653	2,901	25,049	47,703	
	児童福祉	778,813	385,041	84,093	309,679	
	母子福祉	56,885	11,723	289	44,873	
	（小計）	1,262,544	642,669	111,431	508,444	
社会保険	国民健康保険事業	79,280	38,407	0	40,873	34,461
	介護保険事業	130,620	0	0	130,620	
	後期高齢者医療事業	140,944	23,411	0	117,533	
	（小計）	350,844	61,818	0	289,026	
保健衛生	疾病予防	118,413	67,661	5,902	44,850	10,117
	母子保健	12,764	1,904	49	10,811	
	医療	29,191	0	0	29,191	
	（小計）	160,368	69,565	5,951	84,852	
合計		1,773,756	774,052	117,382	882,322	105,200

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和3年度予算額（199,700千円）の内数としています。

※ 各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。